

お客さま各位

2023年3月
吉田ガス株式会社

延滞利息制度の導入について（お知らせ）

平素は吉田ガスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、弊社では2023年4月分のガス料金より、これまでの「早収・遅収料金制度」を廃止し、よりお客さまにわかりやすい制度である「延滞利息制度」を導入いたします。

現行の「早収・遅収料金制度」では、ガス料金のお支払いに際して、早収期限日（検針日の翌日から起算して20日目）までにお支払いいただく場合は早収料金を、早収期限日経過後は早収料金に3%を加算した遅収料金を申し受けています。

今回の制度見直しにより、支払期限日（検針日の翌日から起算して30日目）経過後にお支払いいただく場合には、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%の率で算定した延滞利息を申し受けることとなります。なお、延滞利息は、お支払いいただいた直後のガス料金に合算してお支払いいただきます。詳細は裏面をご覧ください。

弊社は引き続き一層のお客さまサービスの向上に取り組んでまいります。お客さまには何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



お問い合わせ先

吉田ガス株式会社

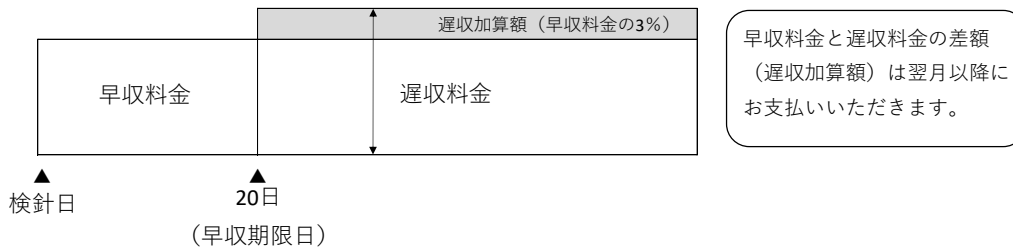
富士吉田市下吉田6-5-1

☎ 0555-22-2161

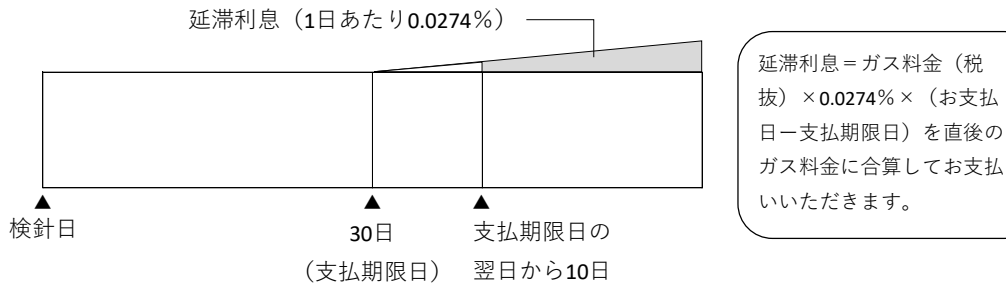
ホームページ <https://www.yoshidagas.co.jp/>

「延滞利息制度」の詳細

【早収・遅収料金制度】（2023年3月31日検針分まで適用）



【延滞利息制度】（2023年4月1日検針分から適用）



※延滞利息制度では、支払期限日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合は、延滞利息をいただきません。なお、検針日の翌日から起算して50日目を経過してもお支払いいただけない場合には、ガスの供給を停止することがあります。